

医療機関における麻疹風しん対応

【平時の対応（最も重要）】

- ・ 職員や実習生は必要回数である1歳以上で2回のワクチン接種歴の記録を本人と医療機関の双方で保管することを原則とする。
- ・ 罹患歴のある職員・実習生は、抗体価を測定し、罹患歴を検査で確認する。
- ・ 必要回数である1歳以上で2回の予防接種歴が記録によって確認できない者、罹患歴を検査で確認できない者（記憶違いの可能性がある）には、ワクチンの接種を推奨する。

ワクチン接種歴や罹患歴の確認を行い、確認できない場合はワクチン接種の勧奨が重要。

医療機関における麻疹風しん対応

【感染を疑う患者を診察する場合】

- ・ 1例発生したら迅速かつ適切に対応！

⇒感染者への対応は、1歳以上で2回のワクチンの接種歴が記録で確認できた者、罹患歴有りを抗体価陽性で確認できた者が行う。

⇒麻疹感染者に対しては空気感染防止策、風しん感染者に対しては飛沫感染防止策を講じる。

⇒臨床診断した場合は、速やかに保健所に届出を行い、保健所を通して地方衛生研究所に臨床検体を搬送し、全例の検査診断を実施する。

院内で感染者発生後の1か月間は、新たな感染者の発生に注意。

学校保健安全法における麻しん風しん

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

(中略)

二 **第二種** インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日せき、**麻しん**、流行性耳下腺炎、**風しん**、以後省略

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

(中略)

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

ハ 麻しんにあつては、**解熱した後三日を経過するまで。**

ホ 風しんにあつては、**発しんが消失するまで。**

参考：e-GOV 法令検索

学校保健安全法施行規則